

中野区

スタンドパイプ操法

中野区町会連合会

平成30年7月作成

中野区スタンドパイプ操法及び審査要領について

1 審査の目的

震災時における初期消火行動力の向上を図るため、各防災会組織等に配置されているスタンドパイプの基本的な操作技術の習熟状況を確認し、併せてチームワークの強化を図ることを目的とします。

2 審査基準

別添「中野区スタンドパイプ操法」によります。

3 審査対象

- (1) 3人操法とします。(指揮者1名、隊員2名)
- (2) 審査は、指揮者の「集まれ」から「わかれ」の号令までを対象とします。

4 審査要領

審査は、基本操法に基づき、別紙の審査表により次の方法で行います。

- (1) 採点は、指揮者及び隊員の動作とタイムを集計して、総合得点を出すものとします。
- (2) 採点は、動作については減点法で、また、タイムについては基準タイムと比較して減点をします。
- (3) 動作の持ち点は、指揮者・隊員ともに40点とし、1項目について2点以内で減点します。
- (4) タイムは、指揮者の「操作、始め！」の「め」から開始し、放水により標的が倒れるまで計測します。
- (5) 基準タイムは90秒とし、基準タイムより遅い場合は、1秒(小数点以下は四捨五入)につき1点を減点します。なお、基準タイムより速い場合でも加点は行いません。
- (6) 審査員は、安全管理上、競技を継続することが困難と認める場合は、審査長と協議して中止させることが出来ることとします。
- (7) 同点の場合は、タイム得点の高い方を優位とし、それでも同点の場合は動作得点のうち指揮者の減点が少ない方を優位とします。
- (8) 危険な行為(結合部の離脱や筒先保持者の転倒等)による場合は、タイム測定を止め競技を一旦停止し、危険を修正した後に続きから競技を始めるものとし、20点減点します。
- (9) 予備送水(2番員が「放水はじめ」の前に復唱の前に送水すること)は禁止とします。行った場合は、2番員を5点減点とします。